

『自転車交通安全運動月間』



4月・5月は『自転車交通安全運動月間』です。この運動は、「自転車利用者の交通ルールの遵守と交通マナーの向上」を基本としています。自転車は、手軽で便利な乗り物ではありますが、道路交通法では軽車両に位置付けられている「車のなかま」です。道路を通行するときは、「車」として、交通ルール・マナーを守りましょう。

また、本年4月1日から、道路交通法の一部が改正され、16歳以上の者による自転車の一定の交通違反に対して交通反則通告制度（いわゆる「青切符」）が導入されました。「自転車の交通ルールが変わったの？」と不安を感じている方もいらっしゃると思いますが、変わったのは交通違反で検挙された後の手続きであり、**自転車の基本的な交通ルールはこれまでと変わりません。**自転車利用時の「きほんのき」として、「**自転車安全利用五則**」を守り、交通事故の被害者にも加害者にもならないよう安全運転を心掛けましょう。



自転車の詳しい交通ルールは、インターネットで「**自転車ルールブック**」と検索してみてください！

自転車ルールブック

検索

自転車安全利用五則

- ① 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- ② 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③ 夜間はライトを点灯
- ④ 飲酒運転は禁止
- ⑤ ヘルメットを着用



大規模地震が発生したときの対応について知っておきましょう！！



本年1月、鳥根県東部を震源とする地震が発生したのを皮切りに、長野県北部を震源とする地震や三陸沖を震源とする地震など、全国各地で大規模な地震が相次いで発生しています。この機会に大規模地震が発生したときの対応について、改めて確認しておきましょう。

★自宅にいるとき

丈夫なテーブルの下や安全な空間に身を寄せ、揺れが収まるまで待ちます。その際、落下物から頭を守るため、テーブルやクッションなどで保護するとより安全です。家具は、地震の揺れによって倒れたり、移動したりする危険もあるため、タンスや本棚、窓ガラスなどから離れるようにしましょう。



★屋外にいるとき

上から窓ガラスや看板などが落下してくる可能性があるため、鞆や衣類などで頭を守りながら空き地や公園などの広い場所に一時避難します。その際、狭い路地や老朽施設、ブロック塀、電柱などの危険箇所から離れることが重要です。



★自動車を運転しているとき

自動車を運転しているときに地震が発生したら、徐々に減速し、道路の左側に停車します。停車したら、カーラジオで災害情報を確認し、避難の必要があれば徒歩で避難しましょう。駐車したままの車は交通の妨げとなる可能性があるため、車を離れる際は、キーをつけたままにしておきましょう。



大規模地震が発生したとき
危険な場所にいる場合は、**迷わず避難を！！**